

鳥取県告示第172号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成25年3月8日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
合同会社アヴィスコ	アヴィスコデイサービスセンター健康塾	米子市上福原三丁目13-24	平成25年2月26日	平成25年3月31日	通所介護